

託送供給約款認可申請に係る査定方針

**平成28年12月
近畿経済産業局**

目 次

基本的な審査の方針	2
1. 桜井ガス株式会社	4
2. 甲賀協同ガス株式会社	6
3. 伊丹産業株式会社	7
4. 河内長野ガス株式会社	9
5. 株式会社大武	11
6. 大和ガス株式会社	13
7. 大 津 市	16

【申請の概要】

託送料金申請原価の内訳(3年平均)

(単位:千円)

	桜井ガス (株)	甲賀協同 ガス(株)	伊丹産業(株)	河内長野 ガス(株)	(株)大武	大和ガス (株)	大津市
比較査定 対象ネットワーク 費用	71,697	28,704	63,732	374,587	28,817	1,030,552	1,074,251
需給調整費	—	—	—	—	—	—	—
修繕費	5,083	—	619	26,999	1,823	525,955	234,140
租税課金	10,251	5,417	9,637	58,896	9,546	179,830	165,295
固定資産除 却費	—	—	—	—	—	—	165,488
減価償却費	102,091	35,468	91,071	159,037	58,022	637,727	991,259
バイオガス 調達費	—	—	—	—	—	—	—
需要調査・ 開拓費	2,077	—	7,367	2,000	—	—	—
事業者間 精算費	46,858	—	43,877	138,705	14,872	777,588	1,159,058
営業外費用	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	7,976	715	—	1,438	2,365	7,941	—
事業報酬 (レートペー ス、事業報 酬率)	18,600	5,261	11,103	33,659	9,295	170,102	226,430
控除項目 (営業雑益 、雑収入、 事業者間 精算収益)	—	△ 332	—	—	—	△ 172,155	△ 9,320
NW総原価	264,632	75,233	227,406	795,320	124,740	3,157,540	4,006,601

※千円未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

～基本的な審査の方針～

法附則第18条第1項の規定に基づき、本年7月に認可申請がなされた託送供給約款について、算定省令や審査要領、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値」(以下、「告示」という。)等の法令関連規定、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会(以下、「ガス小委」という。)での議論の結果に照らし、申請された

料金が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の法律第五条の規定による改正後のガス事業法（以下、「新ガス事業法」という。）の要件に合致したものであるかを審査する必要がある。

今回は、全国で100を超える一般ガス事業者から一度に託送料金認可申請が行われること、平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、一部の費目については比較査定（ヤードスティック方式）を採用することとされた。

営業費用																							営業費用以外					
労務費	電力料	水道料	使用ガス費	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	試験研究費	教育費	たな卸減耗費	貸倒償却	雑費	一般管理費	需給調整費	修繕費	租税課金	固定資産除却費	減価償却費	バイオガス調達費	需要調査・開拓費	事業者間精算費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目

■ 比較査定対象費用

■ 個別査定対象費用

なお、「託送料金原価」とは、算定省令第二条第1項の原価等を指す。

<査定結果>

桜井ガス株式会社

－前提計画(需要想定・設備投資計画)－

1. 需要想定については、過去実績をベースに需要見込みを算定していることを確認した。
2. 設備投資計画については、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。
3. 設備投資計画については、料金申請の誤りを修正する。

－経営効率化－

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。

… 613千円(3年平均)

計 613千円託送料金原価から減額する

(基準修繕費、固定資産税、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

－1. 比較査定対象ネットワーク費用－

1. 単価については、経済産業省告示第196号(平成28年7月4日)で示された実績単価又は基準単価を基に、算定省令別表第1第1表(1)の規定に基づき算定していることを確認した。
2. 導管総延長については、平成29年度末、平成30年度末、平成31年度末の導管総延長を合算していることを確認した。

－2. 修繕費－

1. 修繕費率については、供給設備に係る修繕費の直近2年間の実績により適正に算定(平成26年度、27年度の期首帳簿原価と修繕費の割合)していることを確認した。
2. 原価算定期間の修繕費については、託送供給関連設備の原価算定期間の期首帳簿原価に申請修繕費率を乗じて算定していることを確認した。
3. 基準修繕費については、料金申請の誤りを修正する。

－3. 設備投資関連費用(減価償却費及び事業報酬)－

1. 減価償却費については、原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価算定期間中増加する固定資産の帳簿価額に対し、当該一般ガス事業者が採用している減価償却の計算方法により算定していることを確認した。
2. 事業報酬については、既存設備について一般ガス導管事業に真に必要不可欠な資産に限られているか、また、一般ガス導管事業の用に供していない不使用資産及び過大な資産が含まれていないか確認した。
事業報酬率は、経済産業大臣告示に基づく率となっていることを確認した。

-4. 租税課金(事業税、固定資産税・都市計画税、道路占用料その他(自動車税等))-

1. 法令に基づいた税率を用いて算出していることを確認した。
2. 事業税については、料金申請の誤りを修正する。

-5. 法人税・地方法人税・住民税-

1. 法令に基づいた税率を用いて算出していることを確認した。
2. 法人税・地方法人税・住民税については、料金申請の誤りを修正する。

-6. 需要調査・開拓費-

1. 需要調査費については、都市ガス導管網が未整備の地域(供給区域外)で実施するものであり、2社の見積のうち安価な方で算出していることを確認した。
2. 需要開拓費については、需要開拓活動の委託に係る公募手続き等について十分な説明がなかったことから、ガス小売事業者間の公平性の確保が確認できないため、託送料金原価から除く。

・・・1, 638千円(3年平均)

計 1, 638千円託送料金原価から減額する

-7. 事業者間精算費-

1. 原価算定期間における連結託送供給ガス量の想定が妥当であることを確認した。
2. 上流の導管事業者が一般ガス導管事業者である場合の事業者間精算費を算出するにあたっては、上流の一般ガス導管事業者が、平成28年7月末までに提出した事業者間精算料金表の単価を参照して、自社の事業者間精算費を更新し、託送料金原価に反映する。

・・・9, 341千円(3年平均)

計 9, 341千円託送料金原価に反映する

-8. 費用の配賦・レートメーカー-

1. 託送料金原価等の機能別原価への配分について、算定省令第9条及び第13条の規定に基づき、まず直課を行い、直課できないものについては、算定省令に定めのある帰属・配賦等の配分基準を用いて、適正に直課・帰属・配賦が行われていることを確認した。
2. 申請された託送料金表は、ガス使用量「0m3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上(64.8%)であり、許容できるものであることを確認した。
3. 一定の年間倍率(年間需要量を最大払出ガス量で除した値)等を要件とした割引料金については、合理的な考え方に基づき設定されており、また有用な効果が見込まれた適正なものとなっていることを確認した。

-9. その他

1. 申請中の託送供給約款記載事項のうち以下の事項については、見直しを行う。

(1) 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し

託送供給約款に記載されている「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ払出地点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改める。

(2) 中途解約補償料に関する見直し

増量に伴う契約変更時の中途解約補償料を設定している場合は、託送供給約款に、「ただし、個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器等の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。」との追記をする。

(3) その他

その他、記載誤り等についても修正する。

甲賀協同ガス株式会社

－前提計画(需要想定・設備投資計画)－

1. 需要想定については、過去実績をベースに需要見込みを算定していることを確認した。
2. 設備投資計画については、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。

－経営効率化－

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。

... 194千円(3年平均)

計 194千円託送料金原価から減額する

(固定資産税、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

－1. 比較査定対象ネットワーク費用－

1. 単価については、経済産業省告示第196号(平成28年7月4日)で示された実績単価又は基準単価を基に、算定省令別表第1第1表(1)の規定に基づき算定していることを確認した。
2. 導管総延長については、平成29年度末、平成30年度末、平成31年度末の導管総延長を合算していることを確認した。

－2. 設備投資関連費用(減価償却費及び事業報酬)－

1. 減価償却費については、原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価算定期間中増加する固定資産の帳簿価額に対し、当該一般ガス事業者が採用している減価償却の計算方法により算定していることを確認した。
2. 事業報酬については、既存設備について一般ガス導管事業に真に必要な不可欠な資産に限られているか、また、一般ガス導管事業の用に供していない不使用資産及び過大な資産が含まれていないか確認した。

事業報酬率は、経済産業大臣告示に基づく率となっていることを確認した。

－3. 租税課金(事業税、固定資産税・都市計画税、道路占用料その他(自動車税

等)－

1. 法令に基づいた税率を用いて算出していることを確認した。
2. 事業税については、料金申請の誤りを修正する。

－4. 法人税・地方法人税・住民税－

1. 法令に基づいた税率を用いて算出していることを確認した。
2. 法人税・地方法人税・住民税については、料金申請の誤りを修正する。

－5. 費用の配賦・レートメーカー－

1. 託送料金原価等の機能別原価への配分について、算定省令第9条及び第13条の規定に基づき、まず直課を行い、直課できないものについては、算定省令に定めのある帰属・配賦等の配分基準を用いて、適正に直課・帰属・配賦が行われていることを確認した。
2. 申請された託送料金表は、ガス使用量「0m3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上(85.9%)であり、許容できるものであることを確認した。
3. 一定の年間倍率(年間需要量を最大払出ガス量で除した値)等を要件とした割引料金については、合理的な考え方に基づき設定されており、また有用な効果が見込まれた適正なものとなっていることを確認した。

－6. その他

1. 申請中の託送供給約款記載事項のうち以下の事項については、見直しを行う。

(1) 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し

託送供給約款に記載されている「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ払出地点の圧力が受入地点の圧力よりも低い又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改める。

(2) 中途解約補償料に関する見直し

増量に伴う契約変更時の中途解約補償料を設定している場合は、託送供給約款に、「ただし、個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器等の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。」との追記をする。

(3) その他

その他、記載誤り等についても修正する。

伊丹産業株式会社

－前提計画(需要想定・設備投資計画)－

1. 需要想定については、過去実績をベースに需要見込みを算定していることを確認した。
2. 設備投資計画については、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。
3. 設備投資計画については、料金申請の誤りを修正する。

－経営効率化－

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する

費用を託送料金原価から減額する。

… 689千円(3年平均)

計 689千円託送料金原価から減額する

(基準修繕費、固定資産税、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

-1. 比較査定対象ネットワーク費用-

1. 単価については、経済産業省告示第196号(平成28年7月4日)で示された実績単価又は基準単価を基に、算定省令別表第1第1表(1)の規定に基づき算定していることを確認した。
2. 導管総延長については、料金申請の誤りを修正する。
3. 補正適正コストについては、導管総延長の誤り及び経営効率化控除額の誤りを修正する。

-2. 修繕費-

1. 修繕費率については、供給設備に係る修繕費の直近2年間の実績により適正に算定(平成26年度、27年度の期首帳簿原価と修繕費の割合)していることを確認した。
2. 原価算定期間の修繕費については、託送供給関連設備の原価算定期間の期首帳簿原価に申請修繕費率を乗じて算定していることを確認した。
3. 基準修繕費については、料金申請の誤りを修正する。

-3. 設備投資関連費用(減価償却費及び事業報酬)-

1. 減価償却費については、金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額された資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

… 416千円(3年平均)

2. 事業報酬については、金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額された資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

… 193千円(3年平均)

計 609千円託送料金原価から減額する

事業報酬率は、経済産業大臣告示に基づく率となっていることを確認した。

-4. 租税課金(事業税、固定資産税・都市計画税、道路占用料その他(自動車税等)-

1. 法令に基づいた税率を用いて算出していることを確認した。

-5. 法人税・地方法人税・住民税-

1. 託送料金原価に算定していないことを確認した。

-6. 需要調査・開拓費-

1. 需要開拓費については、需要開拓活動の委託に係る公募手続き等について十分な説明がなかったことから、ガス小売事業者間の公平性の確保が確認できないため、託送料金原価から除く。

…7, 367千円(3年平均)

計 7, 367千円託送料金原価から減額する

-7. 事業者間精算費-

1. 原価算定期間における連結託送供給ガス量の想定が妥当であることを確認した。
2. 上流の導管事業者が一般ガス導管事業者である場合の事業者間精算費を算出するにあたっては、上流の一般ガス導管事業者が、平成28年7月末までに提出した事業者間精算料金表の単価を参照して、自社の事業者間精算費を更新し、託送料金原価から減額する。

…11, 387千円(3年平均)

計 11, 387千円託送料金原価から減額する

-8. 費用の配賦・レートメーカー-

1. 託送料金原価等の機能別原価への配分について、算定省令第9条及び第13条の規定に基づき、まず直課を行い、直課できないものについては、算定省令に定めのある帰属・配賦等の配分基準を用いて、適正に直課・帰属・配賦が行われていることを確認した。
2. 申請された託送料金表は、ガス使用量「0m3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上(55. 6%)であり、許容できるものであることを確認した。
3. 割引料金等を設定していないことを確認した。

-9. その他

1. 申請中の託送供給約款記載事項のうち以下の事項については、見直しを行う。

(1) 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し

託送供給約款に記載されている「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ払出地点の圧力が受入地点の圧力よりも低い又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改める。

(2) 中途解約補償料に関する見直し

増量に伴う契約変更時の中途解約補償料を設定している場合は、託送供給約款に、「ただし、個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器等の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。」との追記をする。

(3) その他

その他、記載誤り等についても修正する。

河内長野ガス株式会社

-前提計画(需要想定・設備投資計画)-

1. 需要想定については、過去実績をベースに需要見込みを算定していることを確認した。
2. 設備投資計画については、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。
3. 設備投資計画については、料金申請の誤りを修正する。

-経営効率化-

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。

… 2, 268千円(3年平均)

計 2, 268千円託送料金原価から減額する

(基準修繕費、ガスメーター修繕費、固定資産税、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

-1. 比較査定対象ネットワーク費用-

1. 単価については、経済産業省告示第196号(平成28年7月4日)で示された実績単価又は基準単価を基に、算定省令別表第1第1表(1)の規定に基づき算定していることを確認した。
2. 導管総延長については、平成29年度末、平成30年度末、平成31年度末の導管総延長を合算していることを確認した。
3. 補正適正コストについては、料金申請の誤りを修正する。

-2. 修繕費-

1. 修繕費率については、修繕費率を切り上げ(0.001253・・%→0.0013%)で申請したことによる、修繕費過大分は託送料金原価から減額する。

... 404千円(3年平均)

計 404千円託送料金原価から減額する

-3. 設備投資関連費用(減価償却費及び事業報酬)-

1. 減価償却費については、金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額された資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

... 1, 402千円(3年平均)

2. 事業報酬については、金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額された資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

... 2, 261千円(3年平均)

計 3, 663千円託送料金原価から減額する

事業報酬率は、経済産業大臣告示に基づく率となっていることを確認した。

-4. 租税課金(事業税、固定資産税・都市計画税、道路占用料その他(自動車税等)-

1. 法令に基づく税率の誤りを修正する。

-5. 法人税・地方法人税・住民税-

1. 金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額された資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

... 88千円(3年平均)

計 88千円託送料金原価から減額する

2. 持株数変更に伴う修正を確認した。

-6. 需要調査・開拓費-

1. 需要調査費については、公募手続き及び調査結果の公表スキームについて十分な説明がなかったことから、ガス小売事業者間の公平性の確保が確認できないため、託送料金原価から除く。

・・・2, 000千円(3年平均)

計 2, 000千円託送料金原価から減額する

-7. 事業者間精算費-

1. 原価算定期間における連結託送供給ガス量の想定が妥当であることを確認した。
2. 上流の導管事業者が一般ガス導管事業者である場合の事業者間精算費を算出するにあたっては、上流の一般ガス導管事業者が、平成28年7月末までに提出した事業者間精算料金表の単価を参照して、自社の事業者間精算費を更新し、託送料金原価から減額する。

・・・74, 138千円(3年平均)

計 74, 138千円託送料金原価から減額する

-8. 費用の配賦・レートメーカー-

1. 託送料金原価等の機能別原価への配分について、算定省令第9条及び第13条の規定に基づき、まず直課を行い、直課できないものについては、算定省令に定めのある帰属・配賦等の配分基準を用いて、適正に直課・帰属・配賦が行われていることを確認した。
2. 申請された託送料金表は、ガス使用量「0m3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上(81. 8%)であり、許容できるものであることを確認した。
3. 割引料金等を設定していないことを確認した。

-9. その他

1. 申請中の託送供給約款記載事項のうち以下の事項については、見直しを行う。

(1) 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し

託送供給約款に記載されている「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ払出地点の圧力が受入地点の圧力よりも低い又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改める。

(2) 中途解約補償料に関する見直し

増量に伴う契約変更時の中途解約補償料を設定している場合は、託送供給約款に、「ただし、個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器等の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。」との追記をする。

(3) その他

その他、記載誤り等についても修正する。

株式会社大武

-前提計画(需要想定・設備投資計画)-

1. 需要想定については、過去実績をベースに需要見込みを算定していることを確認した。
2. 設備投資計画については、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。

－経営効率化－

1. 原価算定期間における設備投資等（未契約分）に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。

...

390千円（3年平均）

計 390千円託送料金原価から減額する

（基準修繕費、ガスメーター修繕費、固定資産税、減価償却費、事業報酬額の内数の合計）

－1. 比較査定対象ネットワーク費用－

1. 単価については、経済産業省告示第196号（平成28年7月4日）で示された実績単価又は基準単価を基に、算定省令別表第1第1表（1）の規定に基づき算定していることを確認した。
2. 導管総延長については、料金申請の誤りを修正する。

－2. 修繕費－

1. 修繕費率については、供給設備に係る修繕費の直近2年間の実績により適正に算定（平成26年度、27年度の期首帳簿原価と修繕費の割合）していることを確認した。
2. 原価算定期間の経常修繕費については、金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額した導管の設備投資に係る経常修繕費は、託送料金原価から減額する。

...

6千円（3年平均）

3. 26年度の期首帳簿原価、27年度の期首帳簿原価及び経常修繕費については、料金申請の誤りを修正する。

計 6千円託送料金原価から減額する

－3. 設備投資関連費用（減価償却費及び事業報酬）－

1. 減価償却費については、金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額した導管の設備投資に係る減価償却費は、託送料金原価から減額する。

...

1, 539千円（3年平均）

2. 減価償却費の導管・ガスメーターについては、料金申請の誤りを修正する。
3. 事業報酬率は、経済産業大臣告示に基づく率となっていることを確認した。
事業報酬額については、金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額した導管の設備投資に係る事業報酬額は、託送料金原価から減額する。

...

559千円（3年平均）

計 2, 098千円託送料金原価から減額する

－4. 租税課金（事業税、固定資産税・都市計画税、道路占用料その他（自動車税等）－

1. 法令に基づいた税率を用いて算出していることを確認した。
2. 事業税については、料金申請の誤りを修正する。
3. 固定資産税については、金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額した導管の設備投資に係る固定資産税は、託送料金原価から減額する。

...

21千円(3年平均)

計 21千円託送料金原価から減額する

-5. 法人税・地方法人税・住民税-

1. 法令に基づいた税率を用いて算出していることを確認した。

-6. 事業者間精算費-

1. 原価算定期間における連結託送供給ガス量の想定が妥当であることを確認した。
2. 上流の導管事業者が一般ガス導管事業者である場合の事業者間精算費を算出するにあたっては、上流の一般ガス導管事業者が、平成28年7月末までに提出した事業者間精算料金表の単価を参照して、自社の事業者間精算費を更新し、託送料金原価から減額する。

...

8,068千円(3年平均)

計 8,068千円託送料金原価から減額する

-7. 費用の配賦・レートメーカー-

1. 託送料金原価等の機能別原価への配分について、算定省令第9条及び第13条の規定に基づき、まず直課を行い、直課できないものについては、算定省令に定めのある帰属・配賦等の配分基準を用いて、適正に直課・帰属・配賦が行われていることを確認した。
2. 申請された託送料金表は、ガス使用量「0m3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上(56.5%)であり、許容できるものであることを確認した。
3. 割引料金等を設定していないことを確認した。

-8. その他

1. 申請中の託送供給約款記載事項のうち以下の事項については、見直しを行う。

(1) 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し

託送供給約款に記載されている「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ払出地点の圧力が受入地点の圧力よりも低い又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改める。

(2) 中途解約補償料に関する見直し

増量に伴う契約変更時の中途解約補償料を設定している場合は、託送供給約款に、「ただし、個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器等の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。」との追記をする。

(3) その他

その他、記載誤り等についても修正する。

大和ガス株式会社

-前提計画(需要想定・設備投資計画)-

1. 需要想定については、過去実績をベースに需要見込みを算定していることを確認した。

2. 設備投資計画については、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。
3. 設備投資計画については、料金申請の誤りを修正する。

－経営効率化－

1. 原価算定期間における設備投資等（未契約分）に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。

… 8,830千円（3年平均）

計 8,830千円託送料金原価から減額する

（基準修繕費、ガスメーター修繕費、固定資産税、減価償却費、事業報酬額の内数の合計）

－1. 比較査定対象ネットワーク費用－

1. 単価については、経済産業省告示第196号（平成28年7月4日）で示された実績単価又は基準単価を基に、算定省令別表第1第1表（1）の規定に基づき算定していることを確認した。
2. 導管総延長については、料金申請の誤りを修正する。

－2. 修繕費－

1. 修繕費率については、供給設備に係る修繕費の直近2年間の実績及び平成26年度、27年度の期首帳簿原価の誤りから、修正のあることを確認した。
2. 26年度の期首帳簿原価、27年度の期首帳簿原価及び経常修繕費については、料金申請の誤りを修正する。

－3. 設備投資関連費用（減価償却費及び事業報酬）－

1. 減価償却費については、金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額された資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

… 39,760千円（3年平均）

2. 事業報酬額については、金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額された資産に係るものは、託送料金原価から減額する。

… 43,058千円（3年平均）

計 82,818千円託送料金原価から減額する

事業報酬率は、経済産業大臣告示に基づく率となっていることを確認した。

－4. 租税課金（事業税、固定資産税・都市計画税、道路占用料その他（自動車税等）、－

1. 法令に基づく税率の誤りを修正する。
2. 事業税については、料金申請の誤りを修正する。
3. 固定資産税については、金額の妥当性に欠けるものとして、レートベースから減額された資産に係る固定資産税は、託送料金原価から減額する。

… 22,207千円（3年平均）

計 22,207千円託送料金原価から減額する

4. その他(自動車税等)については、料金申請の誤りを修正する。

-5. 控除項目-

1. 雑収入については、料金申請の誤りを修正する。

-6. 法人税・地方法人税・住民税-

1. 法令に基づく税率及び料金申請の誤りを修正する。

-7. 事業者間精算費-

1. 事業者間精算費については、原価算定期間における連結託送供給ガス量の想定が妥当であることを確認した。
2. 上流の導管事業者が一般ガス導管事業者である場合の事業者間精算費を算出するにあたっては、上流の一般ガス導管事業者が、平成28年7月末までに提出した事業者間精算料金表の単価を参照して、自社の事業者間精算費を更新し、託送料金原価から減額する。

... 413, 157千円(3年平均)

計 413, 157千円託送料金原価から減額する

-8. 費用の配賦・レートメーカー-

1. 託送料金原価等の機能別原価への配分について、算定省令第9条及び第13条の規定に基づき、まず直課を行い、直課できないものについては、算定省令に定めのある帰属・配賦等の配分基準を用いて、適正に直課・帰属・配賦が行われていることを確認した。
2. 配分された機能別原価の部門別(小売託送と事業者間精算)への配分については、現行の算定省令等を参考に各事業者が採用した需要負荷に応じた配分基準が適正であること、当該基準を用いて適正に直課・帰属・配賦が行われていることを確認した。
3. 申請された託送料金表は、ガス使用量「0m3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上(69.6%)であり、許容できるものであることを確認した。
4. 割引料金等を設定していないことを確認した。

-9. その他

1. 申請中の託送供給約款記載事項のうち以下の事項については、見直しを行う。

(1) 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し

託送供給約款に記載されている「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ払出地点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改める。

(2) 中途解約補償料に関する見直し

増量に伴う契約変更時の中途解約補償料を設定している場合は、託送供給約款に、「ただし、個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器等の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。」との追記をする。

(3) その他

その他、記載誤り等についても修正する。

大津市

－前提計画(需要想定・設備投資計画)－

1. 需要想定については、過去実績をベースに需要見込みを算定していることを確認した。
2. 設備投資計画については、供給計画等に基づき適正に算定されていることを確認した。

－経営効率化－

1. 原価算定期間における設備投資等(未契約分)に4.0%の経営効率化割合を乗じて得た額に相当する費用を託送料金原価から減額する。

… 18, 104千円(3年平均)

計 18, 104千円託送料金原価から減額する

(基準修繕費、メーター修繕費、固定資産除去費、減価償却費、事業報酬額の内数の合計)

－1. 比較査定対象ネットワーク費用－

1. 単価については、経済産業省告示第196号(平成28年7月4日)で示された実績単価又は基準単価を基に、算定省令別表第1第1表(1)の規定に基づき算定していることを確認した。
2. 導管総延長については、平成29年度末、平成30年度末、平成31年度末の導管総延長を合算していることを確認した。
3. 比較査定対象ネットワーク費用については、料金申請の誤りを修正する。

－2. 修繕費－

1. 修繕費率については、供給設備に係る修繕費の直近2年間の実績により適正に算定(平成26年度、27年度の期首帳簿原価と修繕費の割合)していることを確認した。
2. 原価算定期間の修繕費については、託送供給関連設備の原価算定期間の期首帳簿原価に申請修繕費率を乗じて算定していることを確認した。
3. 基準修繕費については、料金申請の誤りを修正する。

－3. 設備投資関連費用(固定資産除却費、減価償却費及び事業報酬)－

1. 固定資産除却費については、工事の妥当性、数量等の算定方法が適正なものであるか、また、除却資産の売却益(売却価格及び売却に要する費用)が適正か確認した。また、固定資産除去費について、料金申請の誤りを修正する。
2. 減価償却費については、原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価算定期間中増加する固定資産の帳簿価額に対し、当該一般ガス事業者が採用している減価償却の計算方法により算定していることを確認した。
3. 事業報酬については、既存設備について一般ガス導管事業に真に必要な不可欠な資産に限られているか。また、一般ガス導管事業の用に供していない不使用資産及び過大な資産が含まれていないか確認した。

事業報酬率は、経済産業大臣告示に基づく率となっていることを確認した。

-4. 租税課金(道路占用料及び自動車税等)-

1. 法令に基づいた税率を用いて算出していることを確認した。

-5. 事業者間精算費-

1. 原価算定期間における連結託送供給ガス量の想定が妥当であることを確認した。
2. 上流の導管事業者が一般ガス導管事業者である場合の事業者間精算費を算出するにあたっては、上流の一般ガス導管事業者が、平成28年7月末までに提出した事業者間精算料金表の単価を参照して、自社の事業者間精算費を更新し、託送料金原価に減額する。

・・・ 609, 156千円(3年平均)

計 609, 156千円託送料金原価に減額する

-6. 費用の配賦・レートメーカー

1. 託送料金原価等の機能別原価への配分について、算定省令第9条及び第13条の規定に基づき、まず直課を行い、直課できないものについては、算定省令に定めのある帰属・配賦等の配分基準を用いて、適正に直課・帰属・配賦が行われていることを確認した。
2. 申請された託送料金表は、ガス使用量「0m3」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上(54.9%)であり、許容できるものであることを確認した。
3. 一定の年間倍率(年間需要量を最大払出ガス量で除した値)等を要件とした割引料金については、合理的な考え方にに基づき設定されており、また有用な効果が見込まれた適正なものとなっていることを確認した。

-7. その他

1. 申請中の託送供給約款記載事項のうち以下の事項については、見直しを行う。

(1) 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し

託送供給約款に記載されている「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ払出地点の圧力が受入地点の圧力よりも低い又は同等であること。」の規定を「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。」に改める。

(2) 中途解約補償料に関する見直し

増量に伴う契約変更時の中途解約補償料を設定している場合は、託送供給約款に、「ただし、個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器等の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。」との追記をする。

(3) その他

その他、記載誤り等についても修正する。